

## **第4部 介護保険**

# 令和3年度 介護保険

介 護 保 險 施 策	事 業 名	予算額(千円)
	要介護認定調査	105,153
	主治医意見書作成	87,145
	介護認定審査会	43,280
	資格・賦課徴収	34,772
	居住サービス給付費	18,683,100
	地域密着型サービス給付費	4,685,069
	施設介護サービス給付費	11,877,063
	福祉用具購入費	53,780
	住宅改修費	160,246
保 險 給 付	サービス計画給付費	2,097,694
	高額介護サービス等費	1,127,180
	高額医療合算介護サービス等費	199,981
	特定入所者介護サービス等費	1,248,672
	介護予防・生活支援サービス事業	983,266
	介護予防ケアマネジメント事業	122,546
	介護予防把握事業	16,885
	介護予防普及啓発事業	46,843
地 域 支 援 事 業	地域介護予防活動支援事業	1,835
	紙おむつ支給事業	52,314
	認知症高齢者見守り事業	333
	成年後見制度利用支援事業	25,752
	地域包括支援センター運営事業	551,965
	在宅医療・介護連携推進事業	9,205
	生活支援体制整備事業	92,999
	認知症総合支援事業	43,252
	地域ケア会議推進事業	26,440
	広報啓発	(市) 3,104
趣旨普及	利用料補助金	(市) 241,186
利 用 促 進		

## 事業予算の概要

(注) (市) は市単独事業

事 業 内 容
居宅介護支援事業者等による要介護認定のための調査
要介護認定申請者における主治医意見書の作成
介護認定審査会の開催
介護保険資格の取得、喪失及び介護保険料の賦課、徴収
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が地域密着型サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者が施設サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が居宅において福祉用具を購入した場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅において住宅改修を行った場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画等の作成を依頼した場合に給付
要介護認定者等の一部負担金が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
要介護認定者等の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
所得の少ないかたの負担軽減を図るため、介護保険施設入所者等の居住費及び食費の一部を補足給付
要支援認定者等が介護予防・生活支援サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付するほか、運動教室や訪問による介護予防事業を実施
地域包括支援センターが要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを実施した場合に給付
基本チェックリストの配布・回収により、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者の把握を行う
元気な高齢者を対象に、生き生きデイサービス事業やウォーキング教室、老人大学など、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を図る
元気な高齢者を対象に、高齢者元気づくり推進リーダー養成事業や介護支援ボランティア事業を実施し、介護予防に係る地域における自主的な活動の育成及び支援を実施
市民税非課税で65歳以上の要支援・要介護認定者で失禁状態にあるかたを対象に月1回紙おむつを給付
65歳以上の要支援・要介護認定者で認知症による徘徊のおそれがあるかたを対象にQRコード付き見守りシールを給付
身寄りのない認知症の高齢者等を対象に法定後見制度の利用を支援
高齢者の総合相談窓口として、市内20カ所の地域包括支援センターにおいて、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を図る
地域の高齢者のため元気な高齢者やNPO、社会福祉法人等と連携しながら、多様な生活支援サービス体制の充実・強化を図る
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症のかたやその家族のかたを支援できる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて研修等を実施し、認知症ケアの向上を図る。
医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等から地域課題を把握し、解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる地域ケア会議を推進
介護保険制度等パンフレット作成
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、所得の低いかたに利用者負担金の一部を補助



# **第1章**

# **介護保險**

# 第1章 介護保険

## 第1節 被保険者の状況

1 第1号被保険者の推計（第8期介護保険事業計画値） 各年10月1日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上	139,634人	139,810人	140,133人

2 要支援・要介護認定者数の推計（第8期介護保険事業計画値） 各年9月末現在

要介護度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	2,418人	2,514人	2,604人
要支援2	2,561人	2,663人	2,757人
要介護1	5,570人	5,797人	6,006人
要介護2	4,716人	4,915人	5,104人
要介護3	3,469人	3,618人	3,763人
要介護4	3,015人	3,154人	3,290人
要介護5	2,432人	2,541人	2,646人
計	24,181人	25,202人	26,170人

3 居宅サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値） 一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	4,389人	4,621人	4,891人
訪問入浴介護	324人	341人	360人
訪問看護	2,409人	2,524人	2,635人
訪問リハビリテーション	384人	402人	419人
居宅療養管理指導	4,608人	4,864人	5,119人
通所介護	4,933人	5,163人	5,378人
通所リハビリテーション	1,401人	1,463人	1,524人
短期入所生活介護	944人	996人	1,052人
短期入所療養介護(老健)	171人	180人	192人
福祉用具貸与	8,613人	9,105人	9,477人
特定福祉用具購入費	172人	180人	187人
住宅改修費	134人	138人	146人
特定施設入居者生活介護	1,767人	1,869人	1,945人
居宅介護支援	12,926人	13,530人	14,098人
計	43,175人	45,376人	47,423人

4 地域密着型サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値） 一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98人	104人	108人
夜間対応型訪問介護	10人	13人	16人
地域密着型通所介護	2,211人	2,309人	2,401人
認知症対応型通所介護	146人	165人	175人
小規模多機能型居宅介護	95人	118人	124人
認知症対応型共同生活介護	594人	612人	627人
地域密着型特定施設入居者生活介護	20人	20人	20人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	97人	97人	97人
看護小規模多機能型居宅介護	4人	15人	18人
計	3,275人	3,453人	3,586人

5 施設サービス利用者数の推計（第8期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	2,408人	2,499人	2,594人
介護老人保健施設	928人	940人	959人
介護医療院	78人	78人	133人
介護療養型医療施設	46人	46人	0人
計	3,460人	3,563人	3,686人

## 第2節 財政状況

### 1 令和2年度決算

(単位：円)

歳 入	決 算	歳 出	決 算
介護保険料	8,330,418,652	総務費	825,226,838
国庫支出金	8,539,156,508	保険給付費	36,240,760,900
国庫負担金	6,614,945,236	介護サービス等諸費	33,520,908,257
国庫補助金	1,924,211,272	介護予防サービス等諸費	561,528,845
支払基金交付金	10,131,860,934	その他諸費	25,224,800
県支出金	5,692,510,500	高額介護サービス等費	873,474,276
県負担金	5,419,641,437	高額医療合算介護サービス等費	137,454,338
県補助金	272,869,063	特定入所者介護サービス等費	1,122,170,384
財産収入	1,736,120	地域支援事業費	1,649,116,734
繰入金	7,643,585,907	基金積立金	1,111,666,814
繰越金	1,250,249,760	諸支出金	274,693,213
諸収入	43,697,483	予備費	0
歳入合計	41,633,215,864	歳出合計	40,101,464,499

歳入歳出差引額	1,531,751,365
---------	---------------

### 基金保有額

(単位：円)

介護保険保険給付費等支払基金	1,736,885,771
----------------	---------------

### 第3節 保険料の状況

#### 1 第8期（令和3年度から令和5年度）の第一号被保険者保険料（年額）

所得段階	令和3年度から令和5年度
第1段階	19,840円
第2段階	31,900円
第3段階	49,620円
第4段階	60,250円
第5段階	70,890円
第6段階	77,970円
第7段階	88,610円
第8段階	99,240円
第9段階	106,330円
第10段階	113,420円
第11段階	120,510円
第12段階	127,600円
第13段階	134,690円
第14段階	141,780円
第15段階	148,860円
第16段階	155,950円
第17段階	163,040円

- 保険料額は、公費による減額後のものです。

## 2 保険料所得段階別賦課徴収状況(令和2年度決算)

所得段階	特別徴収		普通徴収		併徴	計	
	人数①	調定金額	人数②	調定金額	人数③	人数①+②-③	調定金額
第1段階	人 19,404	円 320,972,710	人 9,382	円 141,893,997	人 1,453	人 27,333	円 462,866,707
第2段階	9,648	260,283,310	786	13,000,923	475	9,959	273,284,233
第3段階	9,624	403,251,430	732	16,613,700	496	9,860	419,865,130
第4段階	15,892	812,257,380	4,666	197,810,624	855	19,703	1,010,068,004
第5段階	16,312	1,000,321,060	721	24,675,851	426	16,607	1,024,996,911
第6段階	17,058	1,136,295,160	2,994	147,012,986	819	19,233	1,283,308,146
第7段階	6,626	502,105,890	879	49,502,464	233	7,272	551,608,354
第8段階	9,024	759,553,160	1,768	111,553,687	406	10,386	871,106,847
第9段階	5,285	476,362,790	1,386	93,178,571	313	6,358	569,541,361
第10段階	3,399	328,810,570	908	65,714,706	193	4,114	394,525,276
第11段階	2,365	242,380,590	628	47,982,179	136	2,857	290,362,769
第12段階	1,654	179,303,240	489	39,159,929	110	2,033	218,463,169
第13段階	1,142	131,149,080	342	30,758,090	69	1,415	161,907,170
第14段階	721	87,103,860	210	18,462,944	52	879	105,566,804
第15段階	927	117,409,510	343	34,112,000	54	1,216	151,521,510
第16段階	1,063	139,661,870	360	37,317,900	72	1,351	176,979,770
第17段階	2,363	325,605,940	765	87,629,090	129	2,999	413,235,030
計	122,507	7,222,827,550	27,359	1,156,379,641	6,291	143,575	8,379,207,191
過年度賦課	—	—	1,065	12,479,366	—	1,065	12,479,366
合 計	122,507	7,222,827,550	28,424	1,168,859,007	6,291	144,640	8,391,686,557
収納額	7,222,827,550		1,058,215,762		—	8,281,043,312	
収納率	100.0%		90.5%		—	98.7%	

※併徴とは、年度途中で徴収方法（特別徴収・普通徴収）の切り替えがあることです。

## 第4節 保険給付

### 1 保険給付サービスの種類と内容

〔介〕：要介護1～5 〔予〕：要支援1・2のかたが利用可能なサービスです。

#### (1) 居宅サービス

サービス名	概 要
訪問介護 (ホームヘルプ) 〔介〕	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。 ※介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスに移行しました。
訪問入浴介護 〔介 予〕	看護師、介護士が居宅を入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護 〔介 予〕	主治医が必要と認めた場合、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション 〔介 予〕	主治医が必要と認めた場合、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 〔介 予〕	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス) 〔介〕	定員が19名以上の通所介護施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護や支援、心身の機能維持等のための機能訓練等が受けられます。 ※介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスに移行しました。
通所リハビリテーション (デイケア) 〔介 予〕	主治医が必要と認めた場合、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、リハビリテーションが受けられます。
短期入所 (ショートステイ) 〔介 予〕	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等へ短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。 ○短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療等が受けられます。
特定施設入居者生活介護 〔介 予〕	有料老人ホームやケアハウス等に入居しているかたが、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

サービス名	概 要
福祉用具貸与 介 予	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール等)</li> <li>・床ずれ防止用具(エアーマット等)</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり(工事を伴わないもの)</li> <li>・スロープ(工事を伴わないもの)</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト(つり具部分を除く)</li> <li>・自動排泄処理装置</li> </ul> <p>※要支援1・2及び要介護1のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは利用できません。</p> <p>※要支援1・2及び要介護1～3のかたは原則として、自動排泄処理装置の利用はできません。(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)</p>
福祉用具販売 介 予	<p>排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。</p> <p>同一年度内10万円を上限として購入費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>

## (2)住宅改修費の支給

サービス名	概 要
住宅改修費 介 予	<p>手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。</p> <p>20万円を上限として改修費の9割(一定以上所得のあるかたは7割または8割)を支給します。</p> <p>(住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け</li> <li>・段差の解消</li> <li>・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>・その他これらの改修に付帯して必要な改修</li> </ul>

### (3) ケアプランの作成

サービス名	概要
介護予防支援 予	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の保健師等が、要支援者的心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）
居宅介護支援 介	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：居宅介護支援事業所

### (4) 介護保険施設サービス

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介	ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練や療養上の世話等が受けられます。 ※原則として要介護3以上のかた
介護老人保健施設 介	病状が安定しているかたに対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション等を行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護療養型医療施設 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための介護施設の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

## (5) 地域密着型サービス

サービス名	概要
夜間対応型訪問介護 〔介〕	夜間の定期的な巡回、又は利用者からの連絡によって居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護サービスを行います。
認知症対応型通所介護 〔介 予〕	認知症のかたを対象に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護 〔介 予〕	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介 予〕	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1のかたは利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 〔介〕	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。 ※原則として要介護3以上のかた
地域密着型特定施設入居者生活介護 〔介〕	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介〕	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 〔介〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護 〔介〕	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

## 2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用するとき、費用の1割から3割を利用者が負担する。

また、施設サービスの場合、食費や居住費、日常生活費も負担する。

### (1) 在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	限度基準単位	支給限度額のめやす	利用者負担（月額）
要支援1	5, 032単位	50, 320円	支給限度額の範囲内で原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担する。
要支援2	10, 531単位	105, 310円	
要介護1	16, 765単位	167, 650円	
要介護2	19, 705単位	197, 050円	
要介護3	27, 048単位	270, 480円	
要介護4	30, 938単位	309, 380円	
要介護5	36, 217単位	362, 170円	

※川口市内の事業者については、1単位の単価はサービスの種類により10円から10.42円までの幅あり

### (2) 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の利用者負担

$$\boxed{\text{サービス費用の1割から3割}} + \boxed{\text{食費}} + \boxed{\text{居住費}} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費は全額利用者の負担。

食 費	食材料費+調理コストに相当する費用		
居 住 費	施設の利用代（減価償却費）+光熱水費等に相当する費用		
日 常 生 活 費	理美容代や消耗品、教養娯楽費等の費用		
基準費用額 (1日あたり)	食 費	1, 445円	
	居住費	ユニット型個室	2, 006円
		ユニット型個室の多床室	1, 668円
		従来型個室	1, 668円 ※1
		多床室	377円 ※2

※1 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は1, 171円

※2 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の多床室は855円

## 3 利用者負担額の軽減

### (1) 居宅サービス等利用者負担額の補助

介護保険居宅サービス等を利用する所得の少ないかたに対し、利用者負担額の一部を補助する。

対象者	①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ③世帯全員が住民税非課税のかたで、②に該当しないかた (ただし、生活保護受給者・保険料滞納者を除く)	
補助率	上記①のかた	利用者負担額の10分の7
	上記②、③のかた	利用者負担額の10分の3

### (2) 特定入所者介護サービス費

所得の少ないかたが施設を利用するが困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを負担する。

### 負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得十年金収入額が、80万円以下のかた	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得十年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得十年金収入額が、120万円超のかた	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の額

※第2・3段階の要件である年金収入額は、非課税年金を含む年金収入額

※各段階ごとに預貯金等が一定額を超える場合は対象外

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合（生活保護受給者を除く）

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は各段階ともに預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は対象外

### （3）高額介護サービス費

利用者負担額（月額）が世帯合算で一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

対象者		上限額（世帯合計）
現役並み所得者	課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得約145万円（年収約383万円）以上～同約380万円（同約770万円）未満	44,400円
一般世帯のかた		44,400円
世帯全員が住民税非課税のかた		24,600円
・課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた ・老齢福祉年金の受給者		個人15,000円

### （4）高額医療合算介護サービス費

医療費と介護費の両方で支払った1年間の負担が一定の上限額を超えた場合、払い戻される。

（8月1日から翌年7月31日までの1年間分を合算する。）

所得 (基礎控除後の 総所得金額)	70歳未満のかた	70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた	
		課税所得	690万円以上 380万円以上 145万円以上 一般 低所得者 II 低所得者 I ※
901万円超	212万円		212万円
600万円超901万円以下	141万円		141万円
210万円超600万円以下	67万円		67万円
210万円以下	60万円		31万円
住民税世帯非課税	34万円		19万円

※ 低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

## 第5節 要介護認定者の状況

### 1 要介護認定申請状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位：件)

	新規	区分変更	更新	計
件数	6,946	1,963	5,148	14,057
構成比	49.4%	14.0%	36.6%	100.0%

### 2 介護認定審査会

任期 2年

要介護・要支援の審査判定

委員 24合議体 120人 開催回数 418回 (令和2年度)

### 3 要介護度判定状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位：件)

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	特定疾病 非該当	計
件数	68	1,414	1,250	2,792	2,219	1,968	1,735	1,416	0	0	12,862
構成比	0.5%	11.0%	9.7%	21.7%	17.3%	15.3%	13.5%	11.0%	0.0%	0.0%	100.0%

### 4 要介護認定者内訳（令和3年3月末）

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,370	2,473	5,364	4,405	3,263	2,800	2,140	22,815
第2号被保険者	44	59	149	122	122	72	83	651
計	2,414	2,532	5,513	4,527	3,385	2,872	2,223	23,466
構成比	10.3%	10.8%	23.5%	19.3%	14.4%	12.2%	9.5%	100.0%

## 第6節 介護保険給付状況

### 1 居宅サービス受給者数（令和2年度月平均）※地域密着型サービス受給者数を含む (単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	735	1,074	5,071	4,506	2,744	1,885	1,277	17,292
第2号被保険者	13	37	133	119	106	48	63	519
計	748	1,111	5,204	4,625	2,850	1,933	1,340	17,811
構成比	4.2%	6.2%	29.2%	26.0%	16.0%	10.9%	7.5%	100.0%

### 2 施設サービス受給者数（令和2年度月平均）

(単位：人)

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	2,268	864	53	75	3,260
第2号被保険者	32	24	0	4	60
計	2,300	888	53	79	3,320
構成比	69.3%	26.7%	1.6%	2.4%	100.0%

### 3 居宅サービス利用者負担額補助（令和2年度決算）

	補 助 率	件 数	金 額
第1段階	利用者負担額の10分の7	0件	0円
第2段階	利用者負担額の10分の3	78,085件	217,935,929円
第3段階			
計		78,085件	217,935,929円

#### 4 介護（介護予防）サービス給付状況（令和2年度決算）

(上段件数、下段支給額 単位:千円)

種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問通所 サービス	10,316	15,463	89,278	96,859	67,791	51,622	42,644	373,973
	92,758	183,289	2,258,166	2,917,279	2,573,521	2,017,435	1,876,119	11,918,568
短期入所 サービス	25	62	997	1,903	3,023	2,716	1,817	10,543
	585	3,712	59,198	136,273	334,962	342,985	239,532	1,117,248
特定施設入居者 生活介護	931	758	3,973	4,413	3,330	3,616	2,730	19,751
	51,397	69,150	640,837	788,390	645,273	771,452	632,376	3,598,875
福祉用具 購入費	171	173	453	406	342	210	76	1,831
	4,040	4,860	12,259	11,525	10,662	6,811	2,897	53,052
住宅改修費	226	222	407	332	189	107	36	1,519
	23,354	20,883	36,444	31,210	16,464	8,472	3,425	140,253
居宅介護（介護 予防）支援	7,525	11,826	45,733	38,868	22,774	13,953	9,475	150,154
	34,567	53,969	619,180	527,217	381,082	231,643	157,936	2,005,593
地域密着型 サービス	29	112	11,886	10,546	6,675	4,330	3,155	36,733
	1,309	16,645	697,243	1,046,951	974,341	801,794	652,690	4,190,973
介護老人 福祉施設			318	1,356	7,039	10,095	8,953	27,761
			65,135	314,359	1,757,317	2,680,455	2,555,835	7,373,100
介護老人 保健施設			1,107	2,130	2,595	3,164	1,921	10,917
			272,226	557,720	729,399	940,427	601,382	3,101,154
介護療養型 医療施設			2	0	20	128	506	656
			268	0	5,499	38,009	179,187	222,964
介護医療院			0	3	23	216	711	953
			0	162	6,759	77,513	276,224	360,657
計	19,223	28,616	154,154	156,816	113,801	90,157	72,024	634,791
	208,010	352,507	4,660,957	6,331,086	7,435,279	7,916,996	7,177,603	34,082,437

#### 5 高額介護（介護予防）サービス給付（令和2年度決算）

	生活保護受給者等	住民税世帯非課税	一般世帯	現役並み所得者	計
件 数	14,599件	42,001件	5,539件	4,232件	66,371件
支 給 額	168,830千円	492,846千円	84,963千円	126,835千円	873,474千円

#### 6 高額医療合算介護サービス給付（令和2年度決算）

件 数	4,034件
支 給 額	137,454千円

#### 7 特定入所者介護（介護予防）サービス給付（令和2年度決算）

(支給額 単位:千円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費 分	3	15	1,078	2,628	7,436	9,444	7,960	28,564
	7	99	19,804	54,333	166,113	214,594	187,119	642,068
居住 費分	3	15	1,063	2,617	7,404	9,460	8,026	28,588
	4	72	9,705	32,192	134,677	163,829	139,623	480,103

※ 上記表の支給額は、各項目千円未満四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

## 第7節 川口市介護保険運営協議会

川口市介護保険運営協議会は、川口市介護保険運営協議会条例に基づき、市長の諮問機関として設けており、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議を行っている。

委員は、介護保険の円滑・適正な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者各代表により組織する。

### 1 委員の構成（令和3年度）

知識経験者	2人
保健・医療・福祉関係者	8人
被保険者代表	5人

### 2 協議会の開催状況（令和2年度実績）

年 月 日	会 議 等
令和2年4月27日 (書面開催)	第1回川口市介護保険運営協議会 介護保険事業の運営に関する各種報告
令和2年7月30日	第2回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 部会に属する委員及び部会長の指名について ② 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 骨子（案）について
令和2年10月29日	第3回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 骨子（案）について
令和2年11月26日	第4回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の 骨子（案）について ② 特別養護老人ホーム整備事業者の選定について ③ 地域密着型サービス整備事業者の選定について
令和3年2月9日	第5回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る 答申（案）について